

ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議

第 4 回街づくり分科会議事録

日 時：平成 28 年 11 月 24 日（木）16:30-18:30

場 所：ベルサール神保町 3 階会議室

出席者：

（ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議副議長）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

平田 竹男

（座長）

中央大学研究開発機構教授

秋山 哲男

（座長代理）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局企画・推進統括官

岡西 康博

（副座長）

国土交通省総合政策局安心生活政策課長

長井 総和

（構成員）

日本大学理工学部教授

岸井 隆幸

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

北田 眞治

（トヨタ自動車株式会社常務役員）

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

栗山 浩樹

（日本電信電話株式会社取締役）

森ビル株式会社建築設計 1 部・設計推進部部長

新井 章邦

※代理出席

東洋大学ライフデザイン学部教授

高橋 儀平

VISIT JAPAN 大使

山崎 まゆみ

順天堂大学医学部非常勤講師

山崎 泰広

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長

阿部 一彦

特定非営利活動法人D P I 日本会議顧問

今西 正義

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事

田口 亜紀

※代理出席

全国手をつなぐ育成会連合会会長

久保 厚子

一般社団法人日本発達障害ネットワーク事務局長

橋口 亜希子

一般財団法人全日本ろうあ連盟副理事長

長谷川 芳弘

社会福祉法人日本盲人会連合組織部長

藤井 貢

東海旅客鉄道株式会社総合企画本部投資計画部担当課長

江口 圭一

※代理出席

一般社団法人日本地下鉄協会業務部長

石島 徹

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会専務理事

伊藤 廣幸

東日本旅客鉄道株式会社総合企画本部投資計画部次長

久保 公人

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会業務部長

熊谷 敦夫

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団		
バリアフリー推進担当課長	坂下 晃	
一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長	西島 康夫	※代理出席
西日本旅客鉄道株式会社総合企画本部課長	鶴来谷 勲	※代理出席
一般社団法人日本旅客船協会企画部長	津田 吉信	
成田国際空港株式会社上席執行役員経営企画部門副部門長		
観光／東京オリンピック・パラリンピック統括担当	濱田 達也	
一般社団法人全国建設業協会事業部長	古市 義人	
公益社団法人日本建築士会連合会福祉まちづくり部会委員	本多 健	
関西エアポート株式会社企画室次長	磯部 正則	※代理出席
一般社団法人日本ショッピングセンター協会会員・総務部課長	塩澤 研二	※代理出席
一般社団法人不動産協会事務局長代理	大西 健一	※代理出席
一般社団法人日本建設業連合会都市地域政策委員会		
都市地域政策部会委員	森田 潤	
定期航空協会事務局次長	大藤 純児	※代理出席
(関係府省庁)		
内閣官房国土強靱化推進室参事官	永井 智哉	
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック		
競技大会推進本部事務局参事官	上村 昇	
内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)付		
政策企画・法制担当主査	石田 潤一	※代理出席
警察庁交通局交通規制課課付	吉田 一博	※代理出席
総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課課長補佐	仲田 陽子	※代理出席
国土交通省都市局街路交通施設課課長補佐	石井 友博	※代理出席
国土交通省都市局公園緑地・景観課課長補佐	井上 綾子	※代理出席
国土交通省道路局環境安全課交通安全政策分析官	蓮見 有敏	※代理出席
国土交通省住宅局住宅政策課住宅国際対策官	村上 真祥	※代理出席
国土交通省鉄道局総務課鉄道サービス政策室長	川上 洋二	
国土交通省鉄道局都市鉄道政策課駅機能高度化推進室専門官	大久保 尚	※代理出席
国土交通省自動車局旅客課専門官	稲田 修	※代理出席
(オブザーバー)		
東京都オリンピック・パラリンピック準備局		
パラリンピック担当部長	萱場 明子	
東京都総務部企画経理課課長代理(企画担当)	松本 秀一	※代理出席
東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	門井 信学	※代理出席
全国市長会社会文教副部長	木村 成仁	※代理出席
全国町村会行政部副部長	市川 裕之	※代理出席
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会		
組織委員会施設整備調整局長	神田 昌幸	
日本パラリンピック委員会強化部強化支援課長	木下 隆幸	※代理出席

【岡西座長代理】

皆さん、こんにちは。前回、7月19日にお集まりいただき、しばらく間があきましたが、また皆さんとこのように顔を合わせる機会を頂き、ありがとうございます。ただいまから第4回の街づくり分科会を開催したいと思います。

雪もやんでまいりましたけれども、足元の悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は内閣オリパラ事務局企画推進統括官の岡西でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。報道関係者の方々が議事の全般にわたり同席頂いておりますので、その辺、よろしくお願いいたします。

本日の配付資料の確認と本会議の出席者の紹介につきましては、時間の関係から、お手元の議事次第と出席者一覧をもってかえさせていただきます。

午前中も心のバリアフリー分科会で2時間議論をしっかりとやりました。今回は街づくりということで、総論部分と後半の街づくりの部分をご議論頂くということになっておりますので、活発なご議論、何とぞよろしくお願いいたします。以後の議事は秋山座長をお願いいたします。

【秋山座長】

皆さん、こんにちは。8月の中間とりまとめから幾つか具体化しているものもございます。例えばガイドライン等、さまざまなものがスタートしているという状況でございます。今日午前中に心のバリアフリー分科会に出て感じたことですが、どうも「心のバリアフリー」と街づくりについては連携すべきところがありそうだと感じており、大事なところが結構ありそうだなというふうに感じております。特に「心のバリアフリー」をどのように定義するかとか、法律をつくったらいいじゃないかとか、あるいは、心のバリアフリー宣言をどのようにしたらいいだろうとか、こういうものはおそらく街づくりと絡む部分だと理解をしました。いずれ、どういう形でつくるにせよ、一旦議論をして、心のバリアフリーとまちづくりが両輪で進むようにできたらよろしいかなというのを午前中聞いていて感じた次第です。

それでは、これより議事を進めさせていただきたいと思っております。議事2について、資料1に基づいてご説明をお願いしたいと思います。資料1について、上村参事官と長井課長よりご説明をお願いしたいと思います。

【上村委員】

オリパラ事務局の参事官をしております上村です。私のほうからは、この基本的な考え方の部分につきまして、また18ページ以降のユニバーサルデザインの街づくりの部分については、本分科会の副座長でもあります国交省の長井安心生活政策課長からご説明いたします。

今回まず行いました作業は、大きくは、中間取りまとめの中で、最終取りまとめに向けて書き込むということにされてきました毎年度のPDCAサイクルの仕組みについて大枠を書き込んだこと。それから、書ける項目につきまして、施策の内容ですとか実現に向けた手順を各省庁のほうでより具体的に書き込んでもらいましたこと。また、本年度の取り組みということでしていたもののうち、動き出したものなどについて追加記述を行ったことでご

ざいます。

それでは、それぞれの文案の記述をごらんいただきながら、主なものについて紹介いたします。まず、2ページの下の部分でございます。「今後の施策の実行性担保」ということで、今後のPDCAサイクル、特にCの評価、それからAのアクトの改善の部分について、文章で書いてございます。

継続的に施策ごとにその実施状況を確認しつつ、次年度に実施する施策を障害のある人の視点を反映して検討するというので、この分科会、それから、午前中に開きました心のバリアフリーの分科会の構成員を母体として、国に対して助言を行うような会議、ここでは「評価会議」と書いていますが、そういったものを立ち上げたいということでございます。

この設置の趣旨から、構成員の過半を障害当事者の方、または支援団体の方ということで考えてございます。そして、その回し方としましては、毎年度末を目途に、各施策について、当該年度の実施結果、それから次年度のその時点での取り組み予定というものを内閣官房、関係府省等ということで取りまとめまして、その評価会議に提出します。そして、その評価会議におきまして、その内容を確認して、必要な助言を頂く。それを、施策を所管しております関係府省等が次年度の取り組みに反映させるということで考えているところでございます。基本的な考え方、PDCAサイクルについては以上でございます。

【長井副座長】

それでは、私のほうから18ページ以降、「ユニバーサルデザインの街づくり」という部分につきまして、主に具体的施策の変更点を中心にご説明したいと思います。今回の主な変更点でございますけれども、中間取りまとめに盛り込みました施策に関して、例えば数カ月たっていますので、時点修正や今後の取組みを具体的に考えた上で、記述を具体化、深掘りをするということが中心でございますが、一部、皆様方から頂いた要望を踏まえた新しい記述もございますので、順次、主なものについてご説明を差し上げたいと思います。

それでは、まず20ページをお開きいただきたいと思います。20ページは、「東京大会に向けた重点的なバリアフリー化」でございますが、そのまず1番目、①の「競技会場におけるバリアフリーの推進」でございます。ここは、新国立競技場の整備に関しまして、車椅子の使用者、それから高齢者、障害者団体、それから子育てグループといったような方とともにユニバーサルデザインのワークショップを開催し、多様な利用者ニーズを把握しつつ、整備事業を進めて、平成31年の11月末に完成させるといったような具体的なプロセス、取り組みの中身について具体化をさせていただいているところでございます。

それから、続きまして、②の競技会場周辺エリアのバリアフリー化のところでございます。21ページをごらんいただきたいと思います。21ページは、都市公園のバリアフリー化というのが2番目に出てまいります。都市公園のバリアフリー化でございますけれども、国、都、区の連絡調整会議、これを設置するというのを中間取りまとめに書いておりましたが、今回、その設置が11月、今月ということで特定をし、バリアフリー化を進めるべき公園の特定を今年度末までに行うということ。それから、高水準のユニバーサルデザイン化を進めるモデル的な公園についても、平成32年までに整備をするといったようなスケジュールを明らかにしたところでございます。

続きまして、その下のトイレのバリアフリー化のところでございます。こちらにつきまし

では、トイレの実態調査をやるということをございましたけれども、今年度末を目途に行いまして、それを踏まえまして、建築設計標準ですとかホームページといったようなことで具体的な改修事例といったようなものを掲載するというのをこれから検討していくということをございましたところをございます。

それから、続きまして、③の主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化でございます。こちらは22ページをごらんいただきたいと思ひます。22ページの最初の矢印のところをございますけれども、都内の主要ターミナルのバリアフリー化につきまして、具体例としてJR新宿駅における東西の自由通路の整備というものを進めるということをございます。

それから、その下でございますけれども、東京都さんのBRT計画に関しまして、バスがより歩道寄りにきちんととまれるよにということ、バリアフリー縁石というものの導入を進めるということをございます。それに向けまして、国土交通省において、今年度、実証実験を行うということをございます。

続きまして、23ページをお開きいただきたいと思ひます。23ページ、「リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進」でございます。こちらにつきまして、まず1つ目の段落でございますけれども、空港アクセスバスのバリアフリー化に関しまして、現在、羽田、それから成田の両空港の路線で実施しております実証運行、これにより得られた課題なんかも踏まえまして、リフト付バスのほか、スロープ付のダブルデッカー、2階建てバスを導入する等の施策も検討しながらバリアフリー化を進めていくということ、どのように空港アクセスバスのバリアフリー化を進めていくかということをございます。

また、1つ目のパラの後半ですけれども、UDタクシーについて記載をさせていただきますが、東京23区において2020年25%の導入を目指すということ、数値目標の明記をさせていただきますところをございます。

それから、2つ目の段落でございますけれども、図柄入りのナンバープレートの話が記載されております。これにつきましては、寄付金の活用を前提に、さらなるUDタクシー、リフト付バス等の導入について、整備目標の見直しについても検討するということをございます。

それから、3つ目の段落の「なお」というところをございます。これは新しい記述でございまして、これは、以前こちらの分科会のほうで各県にリフト付バスの整備をとという声を頂いていたところをございますけれども、貸切バスのバリアフリー化につきまして、利用ニーズ等の実態も把握した上で、バリアフリー車両の導入促進策について検討していくという施策を新たに追記させていただきます。

以上が東京でございまして、その後、2というところで、全国各地の話に進んでまいります。まず24ページをお開きいただきたいと思ひます。24ページは、バリアフリー基準ですとか、ガイドラインの改正についてでございます。具体的施策の1番目をごらんいただきたいと思ひます。こちら、「交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正」についてでございますけれども、こちらは、中間取りまとめでは、元々29年度に改正をするということを入れておりました。それに向けて、具体的に検討委員会を設置したということ。それから、今年度末までに具体的な改正内容、この方向性についてきちんと整理をするといったよ

な検討のプロセス等について記述を具体化させていただいております。

それから、iiのところですけれども、建築物に関する設計標準の改正でございます。こちら、検討委員会における議論を開始したこと。それから、検討内容といたしまして、ホテルの一般客室、それから一般のトイレ、こういったところにおけるバリアフリー、例えば高齢者、障害者の方に使いやすいようなホテルの客室ですとか一般トイレの整備のあり方について検討しているといったようなこと、ハード、ソフト、両面から検討しているといったことについて記載をさせていただいております。

それから、25ページのところですが、②といたしまして「観光地のバリアフリー化」でございます。こちらのほうは、具体的施策として、バリアフリー情報の提供促進ということを書かせていただいておりますが、その取り組みにつきまして、29年度以降、今年度は状況についてモデル的な評価を実施するというを中間取りまとめで書いておりましたが、29年度以降、その指標の普及を図るということを明確に入れさせていただいたところでございます。

それから、26ページでございます。26ページ、都市部におけます面的なバリアフリー化でございます。まず、iiとある全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化のところでございますが、これは記載を4行ほど削っておりますけれども、これは、実はもともとあった文章の1つ目の段落と2つ目の段落を整理した記載をしたものでございますので、内容として特段変更があるものではございませんので、その点、ご理解いただきたいと思っております。

それから、26ページ、下のほうにiiiとあります。市町村における面的なバリアフリー化を進めるための基本構想の策定促進でございますが、ここの具体的取り組みといたしましては、中間取りまとめで市町村向けのガイドブックの改訂を行うということ盛り込んでおりましたけれども、こちらにつきましては、既に9月の段階で改訂をしたということ、それから、また今後その内容を周知するとともに、さらに市町村の面的なバリアフリーを進めるというための制度の改善に向けた検討を行っていくということを追記させていただいているところでございます。

それから、27ページをごらんいただきたいと思っております。27ページの最初のivというところですが、「ピクトグラムに関する標準化の推進・普及」のところでございますが、こちらにつきましては、来年度中、29年度中にJIS（日本工業規格）を改正するというターゲットを記載させていただきました。

それから、27ページの下の方、④の「公共交通機関等のバリアフリー化」でございますけれども、最初に「鉄道にかかわるバリアフリー化」が一番下の段落でございますが、ハンドル型電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件の見直しと盛り込んでいたところ、つい先日、具体的に検討委員会を立ち上げたということで、そちらの記載をさせていただいております。

それから、28ページの一番上のbというところですが、これは新規でございますが、「駅ホームの安全性向上」ということで1つ項目を立てさせていただいております。これは括弧書きにさせていただいておりますけれども、青山一丁目等におけます視覚障害者の方のホームからの転落事故を受けて、駅ホームの安全性向上ということにつきまして、現在、国土交通省において検討会を設置して、ハード、ソフト、両面から取り組むべき施策について検討を進めております。これが年末にも中間取りまとめがされるということござ

いますので、その進捗状況を踏まえて、こちらに具体的な取り組み施策について記載をすることとさせていただきたいと考えております。

それから、あとは、c以降は、省略、再掲もでございますので、飛ばしていただきまして、次は30ページの⑤の「ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援」というところでございます。具体的施策の1番目をごらんいただきたいと思いますが、最初のところで歩行者支援サービス、歩行者移動支援サービス、実証を行うということが中間取りまとめに書かれていたところでございますけれども、その実証の実施場所として、東京駅周辺をはじめとする4カ所で今年度行うということを明記させていただいております。

それから、実は、その後出てくる2つの施策とも連関しておりますので、そういったところとの連関をとって、きちんと施策の具体化を進めるということも明記をさせていただいております。

それから、2つ目の段落の「パブリックタグ」というところでございますが、これは地下における歩行者の位置の特定を可能にするものでございますけれども、これにつきましては、標準仕様を今年度中に策定するといったような具体的な手順について明記をさせていただきました。

それから、31ページの最初の矢印のところでございますけれども、こちらはバリアフリー情報のオープンデータ化というところでございます。こちらにつきましては、こういった情報をオープンデータ化していくのかといったような情報の仕様化を今年度行っていくといったような、こちらも具体的な手順について具体化をさせていただいたところでございます。

それから、最後になりますが、32ページをお開きいただきたいと思いますが、「トイレの利用環境の改善」というところでございますけれども、こちらは、ガイドラインの改正は先ほどご説明差し上げたとおり、検討委員会、立ち上がっておりますと、こういうことでございますが、2番目のマナー改善に向けた取り組み推進ということでございますけれども、キャンペーンを実施するというその具体的な取り組みの中身につきまして、記載を追記させていただいたということがございます。以上が街づくりの主な施策の変更点でございます。

【秋山座長】

ありがとうございました。続きまして、意見交換に入らせていただきたいと思います。最後の取りまとめの素案は8月中旬にまとめました具体性及び実現に向けたスケジュール等を追記したと伺っております。年末の最後の取りまとめを見据えて、ぜひ積極にご意見を頂ければと思います。本日は多くの方にご出席いただいておりますので、発言の前に所属と氏名をおっしゃってから発言をしていただきたいと思います。存じますので、どうぞよろしくお願い致します。それでは、ご質問、ご意見ございましたら、お手を挙げていただければと思います。じゃあ、今西さん、最初にどうぞ。

【今西委員】

DPI日本会議の今西と申します。今回の最終案という形で、基本的な考え方のところですけれども、権利条約や障害者基本法、差別解消法の基本的な理念というものが取りまとめ

られているということなので、非常にいいものがつくられてきたのかなと思っております。どうもありがとうございます。ただ、そうした中で、これまでのバリアフリー法がつくられたのが、もう10年前の話なんですね。そうしたことを捉えていったときに、今回の具体的な施策を見ていったときに、果たして10年前の基準でつくられたものでほんとうにいいのかどうかという。やはりこのことについては、基本的な考え方の中に、権利条約の理念であったり、それから、障害者基本法、差別解消法の理念というものが打ち出されているわけですから、やはりバリアフリー法の中にその理念をきちっと入れた形での追記をぜひとも入れていただきたい。そうしないと、具体的な施策の取り組みのところというものが、単なる移動円滑化基準の見直しであったり、建築物の設計標準の見直しだとか、そういう理念から見ても随分かけ離れたところでの改訂でしかない。このことについては、きちっと理念を踏まえた形でバリアフリー法を見直していくことをぜひとも前段のところでも明記していただきたい。

それから、あともう1点ですけれども、今回、新たに実行性を担保するというところで書かれたわけですけれども、このことについても非常にいいものがこの中でつけ加えられたのかなと思っているわけですけれども、ただ、このことについては、年1回のこういう報告をして、その中から出てきた課題を各省庁に助言していくということですが、これは、これまでも国土交通省の中でも全国バリアフリーネットワーク会議だとか、そういうものが開かれているわけですが、単なる報告会で終わってしまっている。その報告会にさせないためにも、やはりきちっと施策に反映できるようなものを決定したり、それから施策をつくっていく。具体的に言うと、イギリスのDPTACであったり、それからまたアメリカのアクセスボードのような、当事者の人たちが、今回も当事者が半数以上というふうに書かれているわけですが、そうした施策に決定していくものを検討して、それを各省庁にきちっと実行してもらうような仕組みとしてつくっていただきたいという。そうしないと単なる報告会で終わってしまうという懸念があるので、ぜひともそこまで深入りした形で書き込みをしていただきたいと思っております。以上です。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。2点ほど頂きました。1つは、バリアフリー法がつくられたのだけれども、理念を入れた形で追記をしてほしいということで、ある意味で連続性ということですね。それが1つ。

それから2つ目が、やはり実行性の担保ということで、形だけに終わらせないためにどうしたらいいか。DPTACというイギリスの制度とかアクセスボード。DPTACというのは障害者輸送諮問委員会の略称で、1980年代後半にできたものです。アメリカのアクセスボードというのは、ADAなどをつくるときにしっかりと障害者の意見を入れるようにできたものです。こういったことをしっかり日本でもやってくださいという、そういうご提案として受けとめました。どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。じゃあ、山崎さん、どうぞ。

【山崎（ま）委員】

すばらしい取りまとめありがとうございました。私は午前中から心のバリアフリー会議

にも参加しておりました。そして、秋山先生がおっしゃいますように、観光地において、そして街づくりにおいても、心のバリアフリーで本日午前中に交わされました議論というのが非常に重要になってくるかなと思いつつながら、午前中の話を伺っておりました。

私からは3点ほどございます。まず、24ページが一番下にございます、「ホテルにおける一般客室へのバリアフリーの配慮、既存のホテルにおける改修事例、ソフト面での配慮等について追記」とございます。こちらは、ケース・バイ・ケースであることが多いと思いますので、ぜひ好事例みたいなもののいろんなパターンを冊子みたいなものをつくりまして、そして、わかりやすい表記みたいなものもしていただければと思います。といいますのは、公共交通機関と宿泊施設を比べてみましても、滞在時間という点においても、受け入れる側の心構え、気持ちというのがとても大切になってくるかと思つています。そういった意味でも、こちらの午後の部と心のバリアフリーとの連携というのが必要になってくるかなと思つています。

そして、同じく25ページですけれども、観光地のバリアフリー情報提供の促進の部分です。「平成29年度以降、評価指標の普及を図るとともに」と一文を加えていただきまして、ありがとうございます。この評価指標ですけれども、ぜひすばらしい好事例の宿泊施設みたいなものに関しては、よいものはよいといったようなすてきなマークか何かを考えていただきたいなと思つています。今現在のところ、多分バリア表記であるとかバリアフリー表記みたいなものが中心でお考えになっていると思うのですけれども、より志の高く推進しているところの評価みたいなものもこの評価の中に入れていただきたいなと思つています。

そして、午前中の会議にも出た話ですけれども、助けてほしいというようなSOSステッカーをつくったらどうだろうというような話が活発な議論のもとに行われました。公共交通機関だけでなく、観光地においても、さまざまなマークをつくってしまうと混乱してしまいますので、マークを統一させまして、それを日本中で普及していただくような取り組みになればいいなと願つております。さらに、マークとかステッカーに関しましては、できれば格好いい感じのマークが欲しいなと思つています。といいますのは、こういった分野、より明るい未来を語る場所でもあり、そしてそれを指標するマークですので、より温かみのある格好いい表記をすることがステータスになるようなマーク、もしくはステッカーなどをつくっていただきたいなと思つています。それを日本全国であちこちで見られるようになれば、さらにレガシーとして2020年以降も残るのではないかなと思つています。

そして、最後にもう1点、むしろ質問というか、今後どういたしましようかという提案というか、素朴な疑問でもあるのですが、現在、資料の中でも、アクセシビリティとバリアフリーとユニバーサルデザインと3つの言葉がございます。私自身が生業としているものが、マスコミでバリアフリー温泉ですとか観光地の紹介をしているもので、一体どの言葉を使うと一般の方には伝えやすいのだろうというような、日々思つております。私はバリアフリー温泉といったような、バリアフリーという言葉を使うのですけれども、今後、2020年までに、アクセシビリティなのか、バリアフリーなのか、ユニバーサルデザインなのか、それは海外の方へのわかりやすい表記という意味でも、言葉の表記をそろそろ検討に入つていただければと思う次第です。それを一日も早く日本の皆さんにお伝えするという時期がもう来ているのではないかなと思つております。何点も挙げましたが、失礼しました。ありがとうございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。非常にたくさんの意見を頂きまして、ありがとうございます。最初の1点目が一般客の改修についてということで、ケース・バイ・ケースで事例をつくれないかという、それは大賛成でございます。

それから、2つ目にバリアフリー情報の提供で、評価指標で、よいもののマークをつくるという、そういった視点。それから、SOSなどのステッカーとかマークの統一をして、日本中にいいものについてはきちっとしたものを差し上げると。

マークについては、多分JISの記号とISOの記号とありますので、こういったものとの調整の上でやる必要があると思いますので、いずれご議論させていただきたいと思いません。

それから、4点目、アクセシビリティ、バリアフリー、ユニバーサルデザインなのですが、海外の人たちは比較的、アメリカはユニバーサルデザインを使っていますけれども、アクセシビリティという、交通ではほとんどアクセシビリティを使っているんですね。ところが、これがなかなか日本ではわかりにくいということで、併存しているのを、おそらく「使いやすくわかりやすい」という言葉が日本なのですが、これではインパクトが弱いので、きちっと整理を、今回の最終報告にはここは整理したほうがよろしいかと、そういうご提案だと受けとめさせていただきます。どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。橋口さん。

【橋口委員】

日本発達障害ネットワークの橋口です。よろしく申し上げます。私は2点あります。32ページの「トイレの利用環境の改善」というところでお願いがあります。まず、1の「ガイドライン等の改正」というところで、今回、この街づくりの最終案というのが、PDCAに基づいてということが強く示されていることから、これはトイレだけに限らないのかもしれないのですが、望ましい基準を定めていくことが大切ということに記載していただけないかなと思っています。また、その望ましい基準を定めるためにも、好事例もブラッシュアップされていくことというのが必要なのではないかなと思います。

なぜならば、建物とか、それぞれの利用目的とか、建物の規模とか、そういったものによって、一律で例えばトイレが充実する、全く大規模と小規模が同じ規模で設置するのは不可能だったり、大規模に合わせてつくっても利用者がそんなにいなかったりなんていうことが出てくるのかなと思っています。だから、望ましい基準というのを定めていくということをも明記していただくといいのではないかなと思いました。

それから、2の「多機能トイレのマナー改善に向けた取組の推進」とありますが、ここは、ちょっとすいません、思い切って意見を言わせていただくのですが、実は多機能トイレの弊害というのが起きています。午前中の心のバリアフリーのところでも、田口さんが、おトイレ、15分待ってもなかなか出てこなくてというご意見があったように、実は、多機能トイレの弊害というのが起きています。だから、機能分散。トイレというのが、多機能トイレではなく、機能分散というふうにしていただいたほうがいいのかと思っています。

また、最初に冒頭、秋山先生がおっしゃっていたように、心のバリアフリーと連携する必

要があるのではないかということに私も大賛成で、ですので、多機能トイレのマナー改善に向けた取り組みの推進という、この文章の中に心のバリアフリーとの連携ということも明記していただけるとありがたいなと思いました。以上です。

【秋山座長】

ありがとうございました。最初のトイレについては、規模がいろいろ違うということもありまして、望ましい基準を定めるということが結構大変なことであるということ、好事例を出したほうがよろしいでしょうと。

それから、2つ目にマナーの改善ということで、多機能トイレの弊害が出ていると。これは4年ぐらい前に、高橋先生が委員長で、国土交通省で機能分散というレポートが既に提案されて、これがなかなか現実のものとなっていないというのがございます。おそらくユニバーサルデザインということで、「だれでもトイレ」ということで、東京都がそういう名前をつけたことが、どだい、余りよくなかったのかもしれない。でも、当時としては重要だったんですね。そういう意味で、当時はよかったけれども、今は見直さなければならないということで、多機能トイレなどのあり方を今後きちっとしないといけないというのも、この委員会の課題かと思えます。どうもありがとうございました。そのほか。長谷川さん、どうぞ。

【長谷川委員】

全日本ろうあ連盟の長谷川と申します。よろしく申し上げます。まず2点の意見をお伝えしたいと思えます。

1点目は27ページのピクトグラムです。今までは耳のマークを時々見たことがあります。耳が斜めに斜線が入っているような形になっています。それを見ても、なかなか理解しにくいマークになっていると思えます。やはりコミュニケーション手段として考えるならば、手話マーク、筆談マークのほうがわかりやすい、見やすいという意見もありましたので。手話マークと筆談マークのイラストを4つ案として、それぞれ4つ作ってまいりました。それを全日本ろうあ連盟の加盟団体が47団体にアンケートを行い選びました。11月の全日本ろうあ連盟理事会でまとめました。

本日持ってまいりました手話マーク、筆談マークのイラストです。これらを東京オリンピックをめどに普及させたいと考えています。これから厚生労働省、国土交通省、経済産業省等で相談させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、31ページをお願いいたします。矢印の2番目です。聴覚障害のある人向けの音声や文字情報により、携帯やスマホを使って情報を提供すると書いてあります。これはいいことですが、スマホを持っていない高齢者、スマホを持っていない子供たちのことを考慮するならば、電光掲示板等も、必ずつけてほしいと思えます。つまり、スマホで情報提供する、そして、文字を出す電光掲示板で情報提供する、どちらも必要ということです。この文章だけを見るとスマホだけの情報提供のみとなっていますが、やはりスマホを持っていない方の立場を考慮して、誰でも情報にアクセスしやすいことが重要となります。スマホと電光掲示板との両方の併用が必要と思えます。

【秋山座長】

どうもありがとうございます。最初の手話マーク、筆談マークなどについては、皆さんのご意見ということで、これをどうやったらオリンピックに生かせるかというのは、私の意見を申し上げさせていただきますと、多分経産省でJ I Sで決めると全国に広がっていきまじ、I S Oで決めると世界に広がっていくということなんですね。そうすると、全国に広げるためには、形が一定程度決まった枠組みがございますので、専門家にその図柄をもとにもう一度描いていただいて、J I Sになるようにしていただいたほうがよろしいかなという感じがしました。それについては、必要でしたら、交通エコロジー・モビリティ財団で議論しているとか、経産省で議論しているということがございますので、そういったところにお持ちいただくのが一番よろしいかなと。それについては私のほうでバックアップさせていただきますと思います。

これが1点目のお話で、2点目の点については、I C Tの書き方自体がどちらかというとい I C Tだけに限定しているので、こういう書き方になってしまいますので、情報提供というもっと広い枠組みでI C Tを位置づけていないというところでご指摘の問題が起きたという理解で、おっしゃるとおり、表示型とスマホと両方を出すのが、常識的にはそのとおりだと思います。どうもありがとうございました。どうぞ、阿部さん。

【阿部委員】

日本身体障害者団体連合会の阿部と申します。きょう、最初にお話しいただいて、評価会議、P D C A、チェックとアクションの重要性ということ、そしてまたこの中に障害がある当事者が過半を占めるということ、とてもありがたいことだと思います。

そしてまた、もう一つ、これ大事なものは、23ページにありました、全国各地という、地域をきちんと捉えて示していることでございます。地域の温度差といいますか、格差といいますか、まずはこの取り組みをどういうふうにして地域にしっかり取り組んでもらうようにしていくかということと、地域の取り組みということもこの評価の中に入っていきように、そのような仕組みをつくっていただきたいと思います。今回、オリンピック・パラリンピック、東京中心じゃないか。でも、そうではなくて、地域全体を考えると、この会議の趣旨というのはすごく大事だと思いますし、多くの方々は地域で生活している住民であるということを考えれば、これは、先ほど今西さんがおっしゃいましたように、権利条約、そして障害者制度が変わったということは、1つは、いわゆる障害福祉のサービスをもっと広げて、地域全体で、まさに街づくりの中に障害がある視点が入るということは大事なことでありますので、これを全国各地にきちんと伝えるということと、またその評価をしていくということでの工夫をお願いしたいと思いました。以上です。ありがとうございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。おそらく全国各地といったときに、英国の先ほどの障害者輸送諮問委員会は、全国の代表がその委員になっていると同時に、半数以上が障害者が占めていて、委員長が障害者という、そういうことで、意思決定が非常に明快なんでね。そして、行政のお役人の人たちは、その人たちの言われた仕事を全部手伝うという、そういう仕組みができていました。それが日本でやるかどうかというのは、今ご提案のことは非常に

大事ですので、そういう形でやっていただけたらと思います。どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、藤井さん。

【藤井委員】

日本盲人会連合、藤井と申します。よろしく申し上げます。午前中に引き続き、本日はありがとうございました。私どもの情報に関するさまざまな要望でありますとか、面的広がりについて、ぜひご検討をということについて、ご反映いただきまして、ありがとうございました。

さて、私どもから1点、確認といえますか、整理ということで、考え方を申し上げたいと思います。先ほどから聴覚障害者の情報提供の問題ということについてご提言ございましたけれども、私ども視覚障害者も、街づくりにおいて、視覚障害者に対する情報提供、あるいは情報をわかりやすくすること、例えばピクトサインでありますとか、あるいは、先ほどの情報端末を用いた案内でありますとか、このようなことについてこの中に書いていただいておりますけれども、やはり私どもが必要とするのは、1つは、全盲でありまして、弱視でありまして、声の情報、音声情報というのが非常に大事でございます。ところが、音声情報というのは、周囲との環境の関係で、必ずしも私ども、十分に提供いただけないという環境がございます。そういう意味では、タブレット端末等を用いるのはいいのですけれども、視覚障害者にとってタブレット端末というのは非常に使いにくい。どんどん発達しているのですけれども、何せ、手がかりがない画面で使用するということが多く、そういう課題がございますので、ぜひPDC Aサイクルの中で、具体的に個別な課題として、視覚障害者に対する情報提供、音声でありますとか、弱視者に対する大きな文字での案内でありますとか、コントラストの問題、これらを具体的にチェックできるような、具体的な中身を持った計画、あるいは検討項目をぜひご検討いただきたい。

さらに、それを踏まえてというのは逆になりますけれども、この中でしっかりと視覚障害者に対する情報提供でありますとか、あるいは歩きやすいまちでありますとか、そのようなところを書き込んでいただくことを要望しておきたいと思います。1点と言いながら、さまざま申し上げましたが、ぜひ情報ということでご理解いただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。よろしくお願ひします。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。視覚障害者の方が最近の情報システムの中でタブレット型がやや使いにくいというご指摘が1つと、そして、もう一つは、PDC Aサイクルを考えると、多様な視覚障害者がちゃんとカバーできるように、弱視・ロービジョン、あるいは色覚の方、こういった人たちをちゃんと受けとめるチェックが必要であるということで、これについて具体的に書き込んでいただきたいという要望だと思います。

どうもありがとうございました。確かにそのところは、やや欠けている部分がございますので、これから書いていただく予定というふうにかえたいと思ひます。高橋先生。

【高橋委員】

東洋大学の高橋です。最終取りまとめ、お疲れさまです。ご苦勞さまでした。それから、

全体を中間まとめから振り返りまして、すごく重要だと思うのは、まず1点は、20ページのところに、これは競技場の関係なのですけれども、そこに世界最高のユニバーサルデザインという表記があります。こちらの文言は、この最終取りまとめ全体にかかる言葉ではないかと強く思います。それがまず1点です。そこまで拡大をしていかなければいけないのではないか。つまり、この報告書は、2020ですけれども、ビヨンド2020なんですね、まさに。それに耐えられるような取りまとめになっていくのかどうかということが、今後の最終的な詰めにかかわってくるのではないかとということが1点あります。

それから、2点目ですけれども、最初に今西さんがお話しされました評価会議、これ、私も大変ありがたいと思います。具体的なことは次年度以降、おそらく細かく検討されていくのだろうと思いますけれども、非常に分野が多岐にわたります。そうしますと、やはり専門部会的なところなんかも入ってくるかもしれませんし、場合によっては、一部は、障害者団体に評価事業を委任していくような、そこまで含めた議論をすべきではないか。これは先ほどのお話のような、米国あるいは英国の部分と共通するかもしれませんけれども、それを委ねていく。そして、それを全体の各分野が集まった合同会議で取りまとめていくと。そこまで踏み切っていく必要があるのではないかと感じがいたします。

それから、3つ目ですけれども、3点目は、これは現在作業しているものとの整合性の問題です。特に24ページから25ページに関わります。これは先ほど発達障害者のネットワークの橋口さんもおっしゃってございましたけれども、文言的に、例えば多機能トイレの表現ですと、具体的には25ページの一番上のところに、仮に私の案を申し上げるのであれば、原文ではブルーのところ、「障害のある人等に配慮することが」ということがありますが、ここには、例えば多様な障害のある人等に配慮することが必要なトイレ整備の考え方の見直し、多機能トイレの機能分散の強化、及び個別ニーズに基づく設備機能の配備というようにつなげていくべきではないかと思えます。これは現在、国土交通省住宅局で検討している内容との整合性の問題です。

同じく、最後の部分も、32ページですけれども、多機能トイレのマナー改善ですが、こちらのほうは、最早2020年にはもたない、そこまでは耐えられない言葉になってきますので、ここについてはいま一度ご検討していただきながら、トイレ全体の使い勝手の問題になると思えますので、必ずしも多機能トイレだけではありません。さまざまな性的少数者の方も含めたような、そういうことも入ってきますので、そのあたりも含めて、再度ご議論、あるいはご検討いただけないかと思えます。以上でございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。今頂いたのは、1つは、ユニバーサルデザインが、世界最高のUDが全体にかかる。これはおっしゃるとおりだと思います。

それから、2つ目の点では、評価会議を障害者に委ねるということも考えたらどうかというご提案です。一部ね。一部ということのご提案と。これは今後議論させていただきたいと思えます。

それから、作業との整合性で、多機能トイレについて、障害のある人に配慮ではなくて、多様な障害のある人に対する配慮ということと、それから、多機能のトイレの機能分散を図るということと、それから、あともう一つは、個別ニーズに対応したトイレをつくるという、

この3つを満たすということがかなり大事であるというご指摘と、それから、マナー改善は2020年にはクリアしてほしいので、ここはちょっと違う言葉にしましょうというご提案だったと思います。どうもありがとうございました。ほかにいかがですか。今西さん、どうぞ。

【今西委員】

DPI日本会議の今西ですけれども、先ほどの実行性担保のところ、参画と評価というものをきちっとしていくということだと思えますね。参画については、今現在のいろんな施策をやっている中で、例えばJIS改正原案作成委員会本委員会には当事者が入っていない（分科会には当事者参画あり）。新宿駅のターミナル協議会にも当事者が参画されていない。それからまた、ICTのところでも、国土交通省がやっている坂村先生がやっている委員会でも当事者が入っていないという。こういう施策をいくらつくったとしても、その委員会の中に当事者が参画していないという現実があるわけですね。このことを必ず実行させるという、実質的な参画を果たしていくということをきちっと明記させていく必要があると思えますね。

それと同時に、当事者の人たちという者が、きちっと評価システムを一方で構築していくということがこれからは求められていくと思います。そのときに、当事者が評価するとき、今現在、全国にどの程度障害当事者でもってきちっと評価できる人たちがいるのかといったときに、残念ながら人が足りないというのが今現実だと思います。そのときに、先ほど心のバリアフリーとの連携という中で、心のバリアフリーの中では人材の育成ということを一方では検討していると思えますけれども、同じように街づくり分科会の中でも、当事者のそういう評価できる人材を育成していく仕組みをぜひともきちっと入れ込んでいただきたい。これがあって初めて、参画と評価、PDCAサイクルが回っていくんだと思います。以上です。

【秋山座長】

ありがとうございます。実行性の担保では参画と評価が必要であるということと、それから、幾つかのプロジェクト、関連する幾つかのプロジェクトに当事者が入っていないという問題がある。図記号、新宿のターミナル、ICTの委員会。それから、当事者自身も十分評価できるところまでいっていないのでということと、街づくりのある種の人材育成も必要なのだという。私も、公共交通ずっと見回してみると、自治体の職員の人々がちゃんとできるとは限らないので、相当人材育成が必要ということは日本社会では感じているところです。人材育成はどの分野でも必ず必要で、3年、5年、その部署にいない人が移ってきても、すぐそこに対応できるとは限りませんので、多様な分野で必要だということですね。どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。岸井先生、どうぞ。

【岸井委員】

最近の状況を見ていて少し足したほうがいいかなと思うことを申し上げますが、1つは、1ページ目の基本的考え方のところなんですけれども、昨今オリンピック・パラリンピックに関しては、初期投資をいかに減らすかということのみ議論されている嫌いがあって、初期

投資は少なければ少ないほどいいんだみたいな話がどうも聞こえてくるように思えるのですが、1964オリンピック・パラリンピックのときのパラリンピックの経費はわずか1億2,000万しかない。ほとんど施設整備など行われていないわけですね。したがって、この中で大きな契機となったというふうに評価はしていただいているのですけれども、実はユニバーサルデザインとか、そういう面においてはほとんどできていなかったと言ってもいいと思うのですね。しっかりと今回、そういった空間施設整備をするということを書いたほうが、この時期だといいいのではないかなという気がいたしました。

それから、街づくりなのですが、大半が施策については国土交通省の所管になるような感じであるのですけれども、せっかく内閣府でやっていただいているので、31ページのところなんですけれども、30ページから31ページにかけてICTの話が出てまいりまして、30ページのほうのモデルケースの話は、これは国土交通省さんが中心となってやっていらっしゃる。一方、31ページの最後、総務省がやっていらっしゃるのもありまして、池袋は実は総務省がお金を出していただけて支援していただけていますね。新宿は国土交通省。この2つを内閣府のほうで整理していただけないかと。ばらばらで動くのは極めてまずいと。できれば協力して一本化するなり何なりして、ぜひやっていただけると、後々いろんなところで楽になるんじゃないかという気がいたします。以上でございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。岸井先生がおっしゃった、空間施設整備をこの際きちっとやるんだというご提案は、私も大賛成で、そこを書けるかどうかは後でご相談ということになると思うんですが、ぜひ書いていただけたらと思います。

それから、ICTについては、多様な動きがあって、それから、変化も激しいという部分もございまして、先生がおっしゃった新宿、池袋、東京駅とか、いろいろやっているのも、どこかで統合してやらないといけないなというのは常々感じている次第です。

【岸井委員】

表現を直していただく必要はないですよ。実質的にやっていただけるといいと思います。

【秋山座長】

そうですね。ぜひそういうところで、実質的に頑張っていただきたいと。この辺についてご意見、コメントございましたら、長井さん、お願いします。

【長井副座長】

ICTに関して2点申し上げておきたいと思います。まず、実は、中間取りまとめのときには、例えば、情報提供のシステム、それから、システムを動かす前提となるインフラ、ハードのインフラ、それから、システムで提供すべき情報、こういったものをそれぞれについてしっかりやりますと、こういうふうに書いていたのですけれども、中間取りまとめの後、大分進んできております。実は記述ごらんいただくと、目的や目指すところが似てきています。似ているというのは、本来統一されるべきなのですからけれども、そういう問題意識は事務局としても持っておりますので、記述の統合云々というところはどうするかはありますけ

れども、少なくとも取り組み自体について、ばらばら感のないように、統一感を持ってできないかということについては、国土交通省内、それからあと総務省を交えて議論を始めたいと、遅まきながら始めたいと思っております。以上です。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。ほかにご意見ございますか。よろしいですか。では、今までのところを簡単に整理させていただきたいと思えます。きょうは、最初に今西さんから、理念を入れた形でちゃんと追記できないだろうかということが、バリアフリー法についてつくられたのは10年前だったので、そのあたりを入れていただきたいというのが1点と、それから、もう一つは、実行性の担保をかなりしっかりやっていただきたい。

それから、山崎さんからは、いろいろ言っていたいたんですが、特に用語で、アクセシビリティ、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、このあたりをどう整理するかというご指摘を頂いたと思えます。

それから、橋口さんからは、多機能トイレの問題について、多機能トイレの弊害についてご指摘をいただいたということ、それから長谷川さんからは、手話と筆談のマークができましたのでということで、これはできるだけ日本の中で普及できる努力をやりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それから、もう1点は、スマートフォンを持たなくてもちゃんと歩けるように表示もしっかりしましょうというご意見でした。

それから、阿部さんからは、全国各地についてしっかりとした対応もとってみる必要があるということをご頂きました。

藤井さんからは、意外に情報システムのタブレット端末が役に立たないということと使いにくいということと、それから、多様な障害者を入れてぜひ具体的に検討していただきたいということをご頂きました。

それから、高橋先生からは、障害者を入れた、一部を障害者の評価に委ねることもやったらどうかということと、それから多機能トイレについては、いろいろ先ほど多様な障害者に対して、多機能トイレの分散を図って、トイレの個別対応をきちっと図るというご指示を頂きました。これは非常に重要なことだと思います。

再び今西さんから、参画と評価がまだ十分ではないと。参画については、いろいろプロジェクトに参加がないですねというのがご指摘の1つと、もう一つは、人材育成をしっかりやっていただくべきであるということです。

それから、岸井先生からは、最初のところで、この際、空間施設をかなりしっかりユニバーサルデザインで整備をするんだという、そういう文言を書いたらどうかという点が1点と、それから、ICTの動きがいろいろ多様なので、これについて、実態レベルのところでも少し調整、新宿とか、池袋とか、いろんなところの調整が必要ではないかというご指摘を頂きました。これは非常に重要なことだと私も認識しておりますので、ぜひこういう観点で進められたらと思います。

以上が皆さんのご意見ということと、そして最後に長井さんから、ICTについては、多少見直しが必要かもしれないというご指摘を頂きました。以上がきょうの大まかな議論ということで、それでは、岡西さん。

【岡西座長代理】

どうもご意見いろいろありがとうございました。このユニバーサルデザインの街づくりで肝心なところは、当然オリパラ大会時はもちろんなのですけれども、これをきっかけに全国のまちの基準をしっかりとつくっていく。設計標準など、実際にまちの構造を変えていくという、とても重要なことをここで議論しているわけであります。そういう意味では、国交省に対して、しっかり皆さんのご意見を言っていたとということが重要です。とても細かくてよいので、例えば、ドアの幅が85センチを90センチにしてほしいのか、1メートルにしてほしいのかとか、スロープの角度はほんとうに20分の1でいいのか、18分の1でももしかしたらいいと思っていますよということなのか。だから、本当にこの会議をきっかけに、皆さんの意見を政府のほうに言わないと、基準を改正することには反映されないということも、もうちょっと自覚を頂きたいという気がします。本日皆さんからとても穏当なご意見を頂いて、我々としては、とても安心しているところもある一方で、本当にチャンスはここしかないぐらいのつもりで言っていたらいいなとも思っております。

そういう意味で、今西さんが言っていたように、今回、私もこの議論を始めるときに申し上げたように、法律改正ぐらいを視野に入れてぜひともやりたいということで進めてきたわけですが、その後いろんな事件が起こったりして、法律をさわるときにとっても難しい課題が政府の側では求められることになっています。一方、細かいドアノブの形状など、もう既にあるのかもしれませんが、細かいことについてもここに国土交通省の責任課長もおりますので、具体的な話をぜひ頂けたらと思います。

これまでも国会の政党の部会などでもご意見を頂戴していますので、基準の見直しについてはそういうものも反映していきますが、是非とももう一度これをチャンスだと思って、意見を出していただけると嬉しいです。今後、この分科会を最後終わったときによかったねと思っていただきたいと考えています。是非とも皆さんのご意見をしっかりと聞いて、できないものはできないでごめんなさいということになります。皆さんにとっても、ちゃんと言いつつ切ったという状態で終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【秋山座長】

続きまして山崎さん、どうぞ。

【山崎（ま）委員】

こんなすばらしい場に2回も発言させていただきまして、申しわけございません。ありがとうございます。今、この場だからというお話もございましたので、何となく私の心の中にとんとあったことをご相談させていただきたいと思っております。

実は、こちらの会議に出るたびに、とても密度も濃く、すばらしい会議にいられることを私はとても幸せに思っております。ただ、この会議の中身がどんな話をされているのか、そして、この会議の存在、意外に私の周りでは誰も知ることもなくて、そして、実際、私自身の目の前の現場では、例えば宿泊施設の方にこういった会議でこんな議論がされている、だからこそ受け入れの準備をしてほしい、受け入れる心構えをしてほしいといった話をしますと、皆さん、言葉を選ばずにストレートに申し上げてしまえば、けがをされたらどうしよ

う、どう私は接していいかわからない、どうしたらいいのだろうというのが宿泊者側の本音の言葉が出てきたりするのです。そういった意味で、今交わされている議論を一番理解してほしいのは、実は日本中の国民の方だと思うのです。そういった意味で、この議論がここに向かって進んでいます、それを理解してほしいといったような表現を伝えていく、国民に伝えていくという文言が入ってもいいかなとずっと思っていました。

そういった意味でも、ユニバーサルデザインなのか、アクセシビリティなのか、バリアフリーなのか、言葉が決まってくれば、その伝え方も、国民への理解の仕方もあると思いますので、その辺を中心に検討いただければと思います。ありがとうございました。

【長井副座長】

どうもありがとうございました。先ほど、言葉の使い方、3つの言葉の使い方についてご指摘を頂きましたので、現状だけお伝えしておきたいと思えますけれども、私ども、実は、ユニバーサルデザインとバリアフリーにつきましては、一応の定義を置いております。ユニバーサルデザインは、物を将来にわたってつくっていくときのデザイン、これを誰でも使えるようにしようじゃないかと。どちらかというと未来に向かっての話ということになります。バリアフリーにつきましては、むしろ今現にあるバリア、障壁を取り除いていくという、どちらかというと現状改善みたいな意味で使っておりますが、ただ、実際に政府の文章の中でも、必ずしもその定義どおり使われているというよりも、現実の実態としては、ユニバーサルデザインというのは、誰でも使えるようなデザインにしていこうという概念的な使い方、包括的に横断的に概念的に使うような使い方をしています、具体のもののバリアをとっていくというときにはバリアフリーという言葉を使っているケースが多いというのが実態でございます。

これは、結局、ユニバーサルデザインというのは後からできた言葉で、最初にまずバリアフリーという言葉が日本中に浸透してしまったと。実際バリアフリー法もバリアフリー法と言っていますし。ということが余りにも普及してしまったので、きちんと用途を使いこなせるというところまでいってなくて、結果としてそういうふうになっているんだと思います。今回の取りまとめの中で確かに2つの言葉が併存しております、若干確かに整理が要するという指摘はごもっともだと思いますので、1カ月後に向けて、少なくともこの取りまとめでどういう考え方でこの言葉を使っているのかということと、それを踏まえて、この場ではこういう言葉を使っていますということはきちんとご説明でき、また、それを皆さんがいろんな場で説明していただけるように少し整理をさせていただきたいと考えております。長くなりましたが、以上です。

【高橋委員】

東洋大の高橋です。私の見解ではなくて、今までの流れですけれども、アメリカでもユニバーサルデザインが登場したときには、どちらかというとアクセシビリティを批判するようなどころから出てきているんですね。じゃあ、使っていないかということ、今でもアクセシビリティですとか、ユニバーサルデザインですとか、みんな使っているわけですね。ロナルド・メイスが最初に言葉出したとき、85年ですけれども、そのときにもアクセシビリティに対する弊害、それに対してUDという言葉が出てきている。日本の場合ですと、もう全て

バリアフリーについても、アクセシビリティも入っているし、あるいはユーザビリティも入っているしということで、包括していて、日本語的な使われ方がされているわけです。あるいは、インクルーシブデザインという言葉なんかもそうですが、厳密に、例えば発信した国からすると何らかの形があると思うのですけれども、研究者もデザイナーも、あるいは専門家も、それぞれ自分の使いたい言葉を使って応用しているという、それが実態なので、目標は多分変わらないと思うんですよ、どういう言葉を使っても。なので、もうちょっと大きな枠組みで捉えていったほうが実利には合っているのではないかと、あるいは合理的ではないかという気がいたしますので、今後の整理のときにご検討いただければと思います。

【秋山座長】

どうもありがとうございます。アクセシビリティ、バリアフリーの議論だったと思うのですが、一言だけ申し上げると、私はバリアフリーとユニバーサルデザインを議論したら2年かかっちゃったので、もう議論しないで、バリアフリーが進化した形でユニバーサルデザインが出てきたのだという理解を今はしているところです。どうもありがとうございました。それでは、議論はこのくらいでよろしいですかね。どうぞ、山崎さん。

【山崎（泰）委員】

順天堂大学の山崎と申します。先ほど岡西統括官のお言葉の中で言い忘れたことがないよということがありますので、一言申し上げさせていただきたいのですが、やはり日本は欧米と比べると、どうしても障害のある方に手を差し伸べる、手伝うということがやっぱり多かったと思うのですね。この中の、基本的な考え方の中に、「支え手側と受け手側に分かれることなくともに支え合い」とか、その後にも、「一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解は誤りである」ということを書いていただいているのですけれども、目標として、「障害があっても自分自身で使えること」というのが大切だという言葉をごどこかに入れていただけるとすごくいいと思います。アクセシビリティとか、バリアフリーとか、ユニバーサルデザインと言っているのに、人が手伝わないと使えないものがまだまだ日本には多いのですね。ですから、この機会に、2020に向けて、まずはその人が自分で使えるように。その人がすごく重度でも、テクノロジー等を駆使すればできないことはないのですが、それでも必要があれば手伝うという形が良いと思います。やっぱり最初から手伝わないと使えないシステムをつくってしまっていることがあるのですね。

ですから、ぜひ自分でできることを目標にするのだという言葉を入れていただけると素晴らしいと思います。ありがとうございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。障害があっても自分で使えることをまずどこかに入れていただきたいというご指摘だと思います。藤井さん、どうぞ。

【藤井委員】

たびたび申しわけございません。日盲連、藤井でございます。せっかくの機会だということで言葉を頂きましたので、1点。実は提言したいことが多々あります。特にバリアフリー

の街づくりというふうに考えますと、どうしても面的広がりを考えてしまいます。私どもでありますと、点字ブロックでありますとか、まちのデザインであるとか実はかなり多くの法的な制約があって、この場になじむかどうかというのは実は非常に悩ましく、控えめ発言をしていた内容になります。例えば点字ブロック敷設を歩道のない道路につけてほしいとか、そういうことになりますと、かなり制度的な制約があって、議論が必要なものがあります。それから、色彩デザインにしても、非常に課題が多くございますが、これも研究をしないと、答えがなかなか難しいというところもございます。そういうことについて、できるか、できないかは別として、提言して、どうなのだろうかというふうに思っておりますが、思い切って次回までに提案させていただきませんが、なかなか制度上の制約についてここでどこまで議論できるかなというのがありますので、ぜひそこらあたりについても、私どもの提言を待って結構ですので、ご検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。視覚障害をお持ちの方については、歩道の設計とか、さまざまな公共交通施設で、なかなか難しいところがたくさんあると。その1つに、ブロックの敷設の仕方、そして色彩デザインのやり方。例えばさまざまところで、1型、2型の色覚障害の人たちに対応できていない看板があったりしますので、そういう具体的な部分にもう少しメスを入れたらどうかという、そういうこともありますねというご意見だと思います。どうもありがとうございました。このくらいでよろしいですか。

それでは、私のほうから少し意見を申し上げさせていただきたいと思いますが、きょう、皆さんの全体の意見をお伺いしますと、考え方についてがまず1つあるのかなと。午前中の心のバリアフリー等を含めて、心のバリアフリーとの連携の部分が1つありそうだなというの1つ。

2つ目に、今西さんがおっしゃったように、人権の問題とか参画の問題というのはかなり人権と不可分に結びついていきますので、人権をどういう形で位置づけていくかというのはいろいろ書かれていますけれども、もう少し具体化が必要かなというのが考え方の部分。

3つ目に、岸井先生から頂いたと思うのですが、空間の整備を、今回、バリアフリー、あるいはユニバーサルデザインの空間整備をしっかりやるぞという宣言をもう少しレベルを上げてもいいのではないかと。ちょっと志が低いような感じがするのですね。これはちょっと上げましょうというご提案ですので、少しそこで頑張ってください。それが考え方の部分について私が感じたことです。

2つ目は、PDCAサイクルという言葉がかなり前から出てきているのですが、これが意外に曲者で、名前だけ言うてうまく回らない例がたくさんございますので、今回は手順とか評価とかをきちっと明確にしておくということがとても大事だなというのが2つ目のPDCAの部分です。

3つ目は、今度は技術的な課題で、大きく2つあると思うのですが、情報の問題。特に障害をお持ちの方に対する情報提供について、ICTもあり、サインもあり、多様な空間がありますので、こういったところでの課題がきちっと整理されていないように思います。

それから、もう一つは、トイレの問題ですけれども、これは古くて新しい問題で、多機能トイレがかなり行き詰まり始めたので、新しい考え方でトイレをつくっていただくという

ことがこれからの問題としてあるのだろうと思います。

そのほかさまざまあるかもしれませんが、以上、私が気づいた3点ほど申し上げました。それでは、本日頂いた意見を踏まえて、平田さんからご意見をお願いしたいと思います。

【平田事務局長】

今日も大変お足元の悪い中お越しいただき、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。3年前の10月にオリパラ室が設置されてから3年が経ちまして、4年目に入っています。オリパラという考え方がある程度定着してきたと強く思っております。総理や各大臣や国会の議論を見ている、オリンピック・パラリンピックを五輪とは省略せずオリパラと言っていたいております。せっかく与えられた2020年パラリンピックの機会をしっかりと活用して、日本をよりよい国にしよう、共生社会をつくろうという流れが少しずつ出来ていると思っております。

私たちは共生社会の実現を目指すとして申し上げているのは、2020年に向けた準備がパラリンピックを成功させるためだけではなくて、その後の日本をよくするためにやっているわけでありまして、ですから、バリアフリーの経費とか、いろんな対策が、定義上、オリンピック・パラリンピックの経費になろうが、ならないであろうが、これはぜひということでやっていきますので、しっかりと2020年を見据えた共生社会づくりを進めていきたいと思っております。

その上で、本日の会議において、世界一のバリアフリーという言葉が、全体にかかるのではないかとご指摘をいただきまして、そのとおりだと思えました。これが書き込まれるという返事を事務局がしていたので、私も本当によかったと感じております。その前提にたつて、10年前の基準をもって、本当にそれを世界一と言うのかという点についても、もう一度しっかりと考えてもらいたいと思っております。今年提言して、来年の国会にすぐ法律を出す必要はないと思っております。2020年までまだ3年チャンスがあります。したがって、法律改正をすべきと思うなら、そのことを書いていただいたほうが良いと思っております。それは、各省庁が自分の在任期間中にできるか、できないかということは、2020年以降の日本にとっては大事なことはありません。後任に嫌われるかもしれませんが、言うべきことは言って、ためらわないで、基準を直すなら直す、法律が必要なら必要だとぜひ言ってもらいたいと思っております。

また本日も議論があった池袋や新宿も、我々ならではの、やれることがあると思うので、ぜひやっていきたいと思っております。

それから、次回までに事務局と一緒に進めたいのは、経産省のJIS Z8210(案内用図記号) 改正原案作成委員会や国土交通省の坂村先生の委員会にもなぜ当事者が参画していないのか。またターミナル駅の改造の検討についても、当事者が入っていないのはなぜなのかを、調べてフィードバックしたほうが良いと思っております。単にそういう障害当事者へのアクセスがなかったのかもしれませんが、どういう意図で会議を行っているのか、そこには当事者が参画している、していないということを調べる必要があると思っております。参画している場合、参画している人数は1人なのか、それ以上なのかなど、これをしっかりと整理すべきと思っております。今回、国土交通省とおつき合いして、皆さん、自分のことのように仕事をしていただいていると思えました。だからこそ、ぜひ仕切っていただければと思います。

また、評価という点で議論していただいています。当事者の参画の度合いというものは大きなメルクマール、基準になると思います。また、経営者トップがどのような方針を出そうとしているのかということに加え、現場がどう実現しているのかという現場感覚も大事な評価になると思います。そこを評価のところでしっかりと浮き彫りにできるようなものをつくりたいなと思っています。いずれにせよ、霞が関自体がこのような仕事に向かって動くこと自体が日本におけるレガシーだと思いますので、ぜひ皆様のご支援をいただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。それでは、岡西座長代理に議事をお返ししたいと思います。

【岡西座長代理】

秋山座長、ありがとうございました。皆さん、活発なご議論、ありがとうございました。先ほど申し上げましたように、本日頂いた意見、それから、次回、12月19日に分科会を開催するつもりであります。そこでは、最終取りまとめをしっかりと図って、成果物をつくり上げるという段階になりますので。とはいうものの、先ほど申し上げましたように、まだご意見があるよということであれば、早い段階にご意見頂ければ、取りまとめに反映させることも可能ですし、また、これに反映させられなくても、例えば今後のガイドラインの見直しとか基準の見直しの中に反映させるということも可能ですので、いろいろ政府に言いたいこととかをしっかりと我々のほうに伝えていただければと思います。

それでは、予定の時間、ちょっと前ですけれども、本日の会議を終了いたします。また、本日の議事内容につきましては、配付資料を含め、内閣官房から公表を予定しておりますので、ご了承ください。今日はどうもありがとうございました。